

市川市カラス生息調査業務委託 仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市カラス生息調査業務委託

2 業務目的 市川市は、平成 31 年 1 月施行の「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、「カラス被害対策指針」（以下「指針」という。）を令和 2 年 1 月に策定、公表した。

条例では、おおむね 4 年ごとに、指針の内容及び効果について検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、当該効果の検証等について、カラスの生息等の実態及びカラス被害等の状況を把握する必要があるため、本業務では当該効果の検証等を行うための基礎資料をとりまとめることを目的とする。

3 委託場所 市川市真間 4 丁目 9 番地先他市内各所並びに隣接する船橋市の一部

4 委託期間 令和 8 年 1 1 月 2 日～令和 9 年 1 0 月 2 9 日

5 業務内容

この調査はカラスのライフサイクルに合わせて 2 ヶ年度をかけて実施するものである。令和 8 年度は、冬ねぐらの利用状況及び冬季の分布状況等の項目を調査する（調査ポイントは添付資料：地図 1～5 参照）。なお、前回調査と比較するため、同内容を調査することを基本とする。

また令和 9 年度の調査項目は、繁殖期における営巣状況及び分布状況、繁殖終了期のねぐらの利用状況の調査であり、2 ヶ年度の調査を通して本市におけるカラスの生息状況の全体像を把握する。

（1）調査準備

1－（1）調査設計、調査計画

- ・調査全体構成、スケジュール調整などを行う。
- ・調査計画の作成及び調査の実施に当たっては、必要に応じて委託者と協議すること。

1－（2）文献調査

- ・既存文献、既存調査内容確認、整理などを行う。
- ・市が実施した過去の調査結果（平成 1 4 年度、平成 1 9 年度、令和元年度、令和 4 年度）については、委託者から調査報告書を貸与する。

(2) ねぐらの調査

調 査 区 分	調 査 内 容	備 考
2－(1) ねぐら確認調査 【令和8年度のみ実施】	冬ねぐらが形成される時季に市内に11箇所の調査ポイントを設定し、夕方からねぐらに帰還するカラスの飛行方向を記録し、集団ねぐらが形成されている場所を確認する。(調査ポイントは地図1)	前回調査で確認したねぐらの位置を確認するとともに、新たなねぐらの有無を把握するもの。 (前回調査で確認した真間山ねぐら及び藤原ねぐらの位置は地図1)
2－(2) ねぐら利用状況調査 【令和8年度及び令和9年度に実施】	真間山ねぐら及び藤原ねぐらについて、1月(越冬期)及び9月(繁殖終了期)にねぐら入りするカラスの数を調査する。調査は5ヵ所からの定点調査とする。(地図2・地図3)	ねぐら確認調査において集団ねぐらが移動していることが確認された場合、受託者と委託者が協議のうえ調査場所等を変更するものとする。
2－(3) ねぐら環境調査 【令和8年度のみ実施】	真間山ねぐら及び藤原ねぐらの中に立ち入り、植生の概要や開発の程度などねぐらの状態を記録する。	ねぐら確認調査において集団ねぐらが移動していることが確認された場合、受託者と委託者が協議のうえ調査場所等を変更するものとする。

(3) 分布状況調査

3－(1) 分布状況調査【令和8年度及び令和9年度に実施】

- ・市内12ヵ所に約2kmの調査コースを設定し、早朝にカラスの位置、種、個体数を記録する。(地図4)
- ・各調査コースにおいて、防除対策別(ネット、金属ケース、ポリバケツ、集積小屋、その他、対策なし)に令和5年度調査結果と比較検証ができる写真撮影を実施し、ごみ集積所の数とごみが荒らされた集積所の数を記録する。
- ・ごみ集積所の防除対策の状況(防除策なし、用法に不備、正しく使用)と防除対策ごとの被害数を記録する。
- ・調査は1月(越冬期)と5月(繁殖期)に実施する。

(4) 繁殖状況調査

4－(1) 繁殖状況調査【令和9年度のみ実施】

- ・調査区画を約500m四方の市内21ヵ所及び緑地2ヵ所を設定し、その区画内におけるカラスの巣を発見し、繁殖の状況(繁殖を確認、繁殖の可能性高いが未確認、情報不足、その他等にランク分け)並びに種名及び個体数(成鳥、幼鳥を区分)を記録する。

※調査区画は、原則として令和５年度に実施した調査と同一の区画とするが、都市計画道路の開通等により著しく地域の状況が変化している場合は、受託者と委託者が協議の上、変更することができる（地図５）。

- ・まとまった緑地でありカラスの巣が多いと予想される里見公園及び大町公園についても調査区画と同様に調査し、記録する（地図５）。
- ・調査は４月下旬～６月中旬の間に実施するものとする。

（５）調査結果取りまとめ

５－（１）調査結果取りまとめ

- ・調査項目毎に調査記録を作成するとともに、全体を通した調査報告書を作成する。
- ・過去の調査結果（平成１４年度、平成１９年度、令和元年度、令和４年度）と比較したカラスの生息環境の変化及び効果的な対策についての、考察や指針に対する提言を行う。

（６）業務条件

１）業務責任者

業務責任者については、生物分類技能検定１級（動物部門、専門分野：鳥類）を保持する必要な知識、技能を有する者を従事させるものとする。

２）調査従事者

調査従事者については、都市鳥に関する調査経験を有する者、あるいは当該調査を適切に実施するために必要な知識、技能を有する者を従事させるものとする。

（７）業務上の留意事項

- １）受託者は、調査のため第三者の占有に係る土地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分協議・調整の上、調査が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により当該土地への立入りが不可能となった場合は、直ちに委託者に報告し協議しなければならない。
- ２）受託者は、前項の立入りをを行う場合は、身分証明書（社員証等）を携帯し、氏名及び社名を明示した腕章や名札等をつけること。また、関係者の請求があったときは、これらを提示しなければならない。
- ３）受託者は、調査着手前に当該調査位置を確認し委託者の承諾を得るものとする。

６ 添付資料

- ・地図１～５
- ・別紙１（実施スケジュール（案））
- ・別紙２（完了届）

７ 業務実施日及び業務時間（内業は除く）

- （１）業務実施日 国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、委託期間中の月曜日から金曜日とする。
- （２）業務時間 午前９時から午後５時までとする。

8 提出書類及び報告書（成果品）

（１）業務着手前提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 業務責任者通知書
- ③ 業務計画書

業務計画書には、実施体制、全体工程、業務責任者名、調査従事者名簿、緊急時連絡体制表、業務実施日、業務場所、業務内容、使用する材料、機械器具等を記載し、当該業務に必要な資格または能力・経歴を証明するもの写しを添付する。

（２）業務期間中

業務途中で、着手時提出した「業務計画書」の内容に変更があった場合は、変更届を提出するものとする。

（３）業務完了時提出書類（成果品等）

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を委託者に提出する。なお、成果品の著作権は委託者に帰属するものとする。

① 調査報告書

調査実施ごとに調査記録を作成するとともに全調査結果と過去調査との比較考察、必要な対策についての考察等を取りまとめた調査報告書を提出するものとする。

調査報告書は製本３部及び委託者が指定した電子媒体２部を提出する。

併せて、調査データをとりまとめた資料編及び当該調査報告書の内容を取りまとめた概要版も作成し、各々製本３部及び電子媒体２部を提出する。

② 業務実績報告書

受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに業務実績報告書１部を提出するものとする。

業務実績報告書の内容は以下の通りとする。

- ・業務名称、業務実施日、業務場所、業務実施時間（開始時刻・終了時刻）、会社名、住所、電話番号、責任者名が記載されたもの
- ・調査従事者名、調査場所、調査時間、調査内容、使用機械器具等を記入した調査日報
- ・数値データ（人工数、作業量、計量値、測定値等）が記載されたもの
- ・その他当該業務に関連する事項

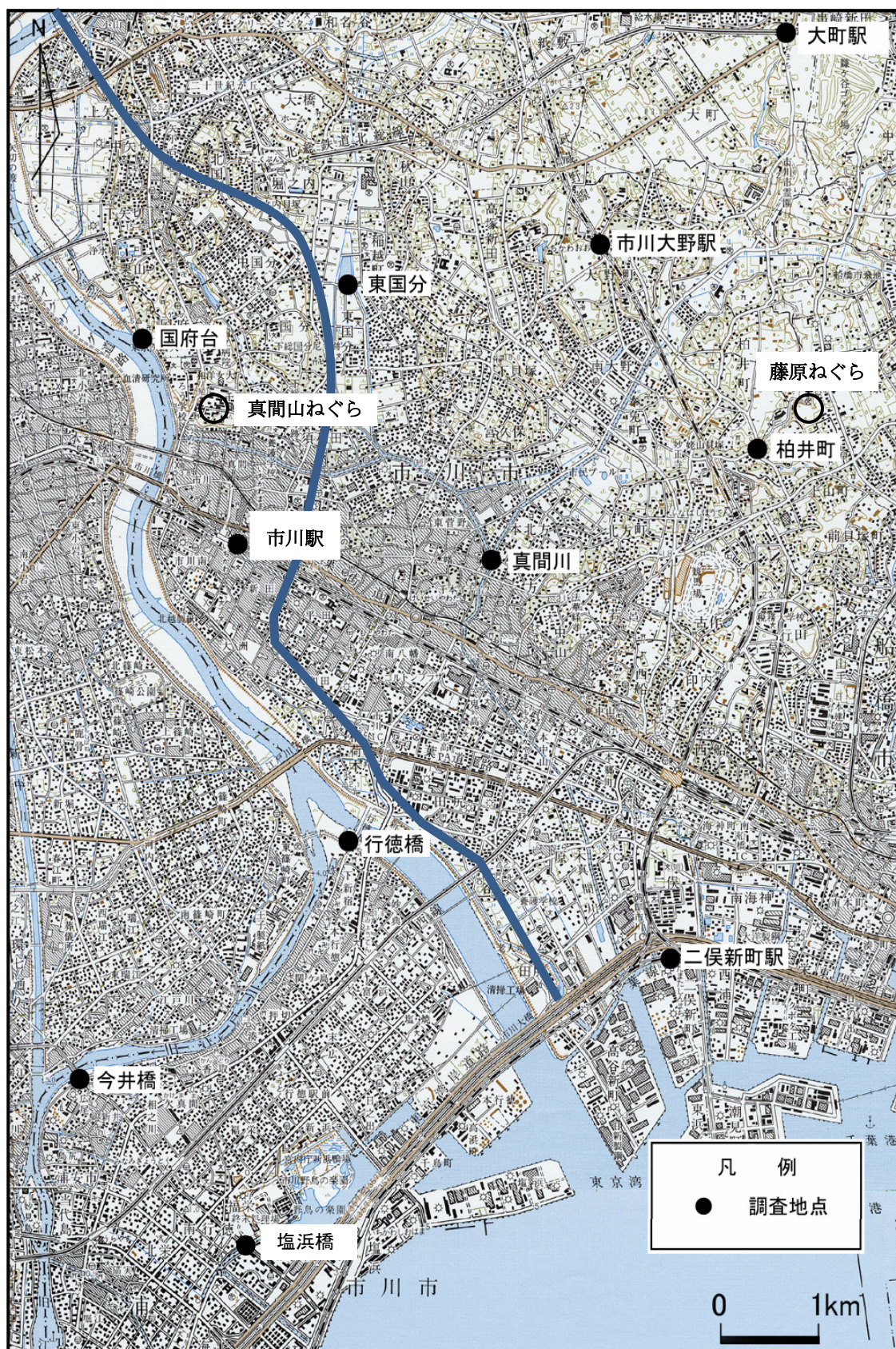
③ 完了届

委託者が定める完了届（別紙２）を提出する。

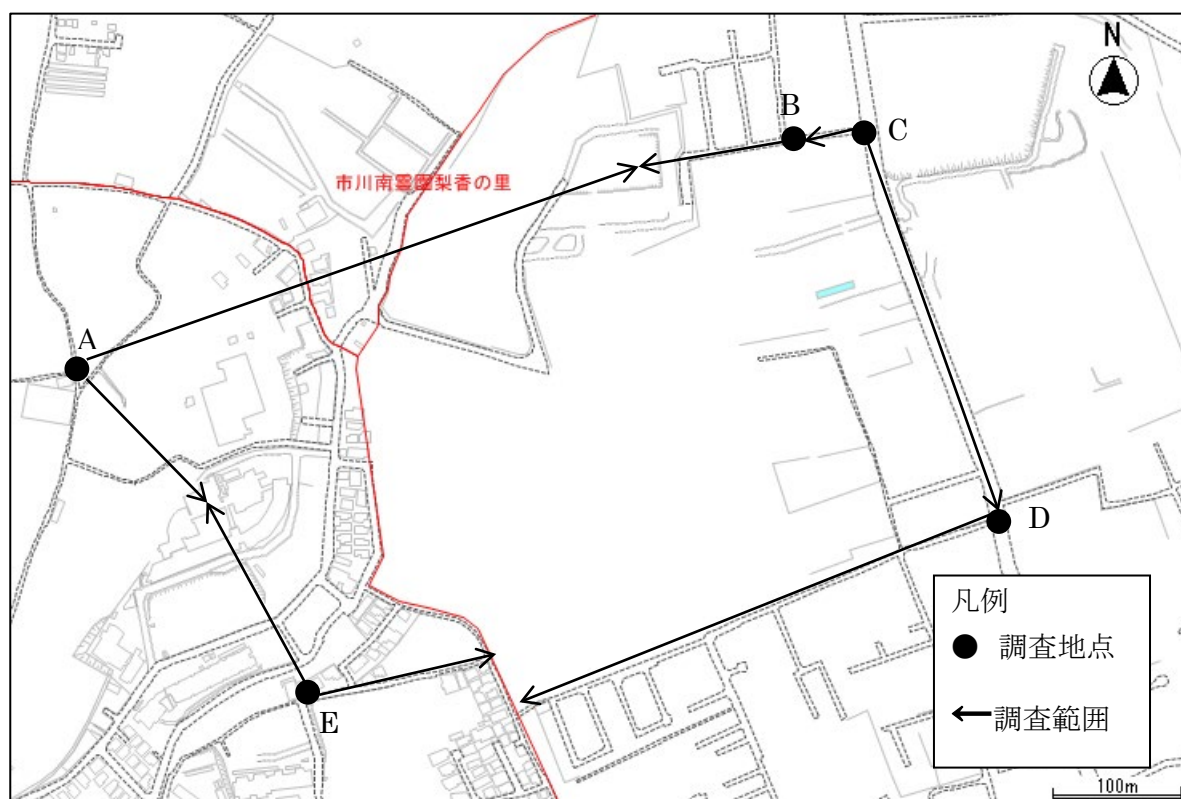
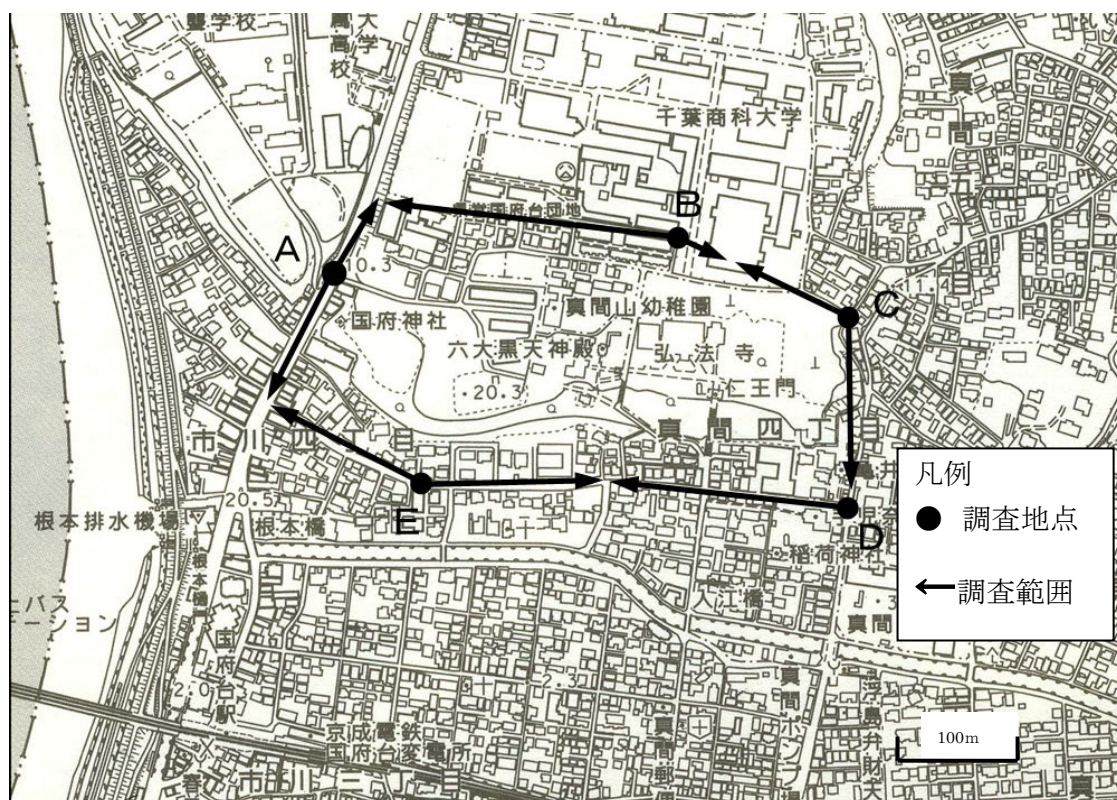
9 その他

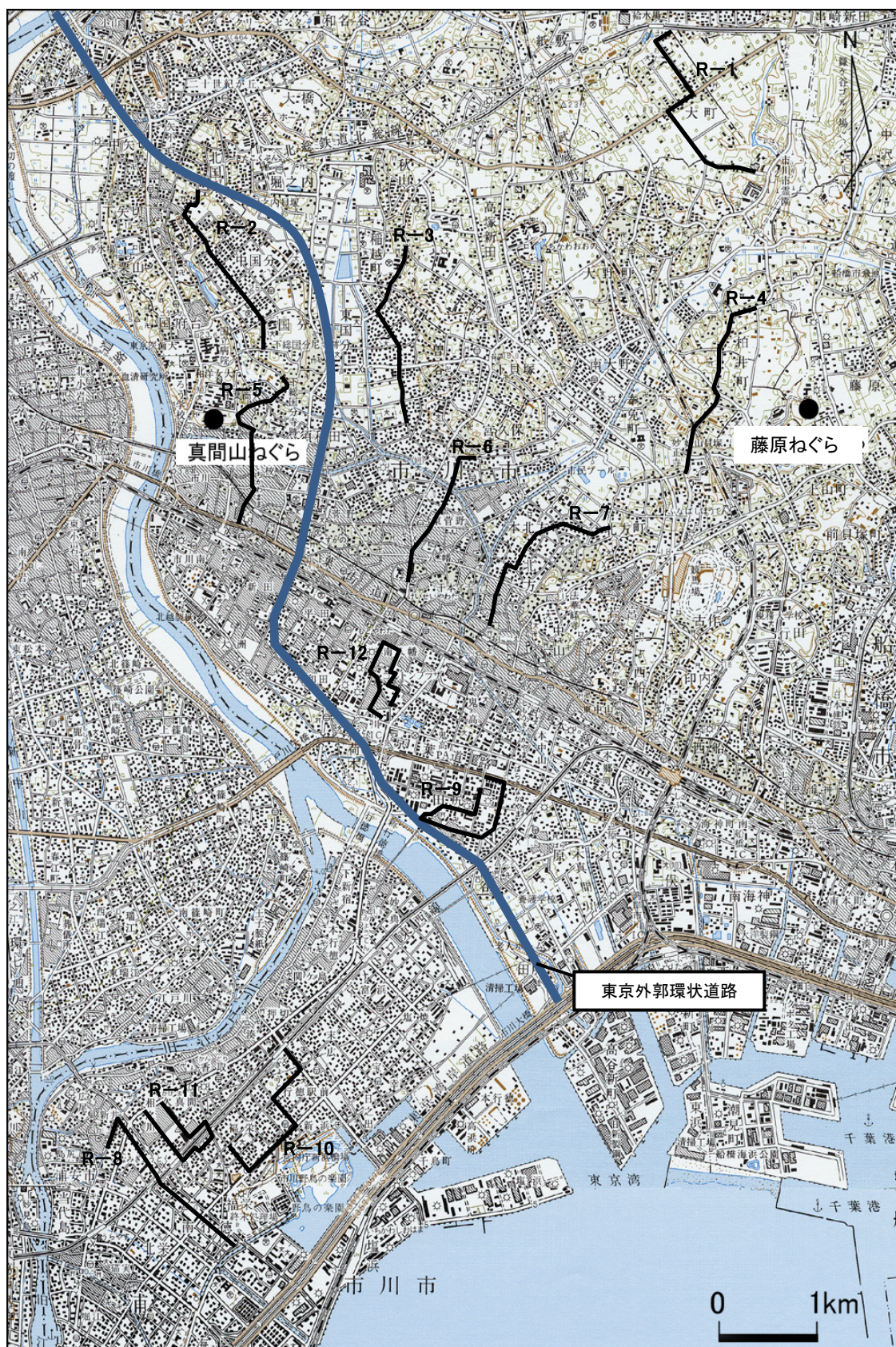
- （１）委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- （２）受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- （３）受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

- (4) 受託者は、この委託契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

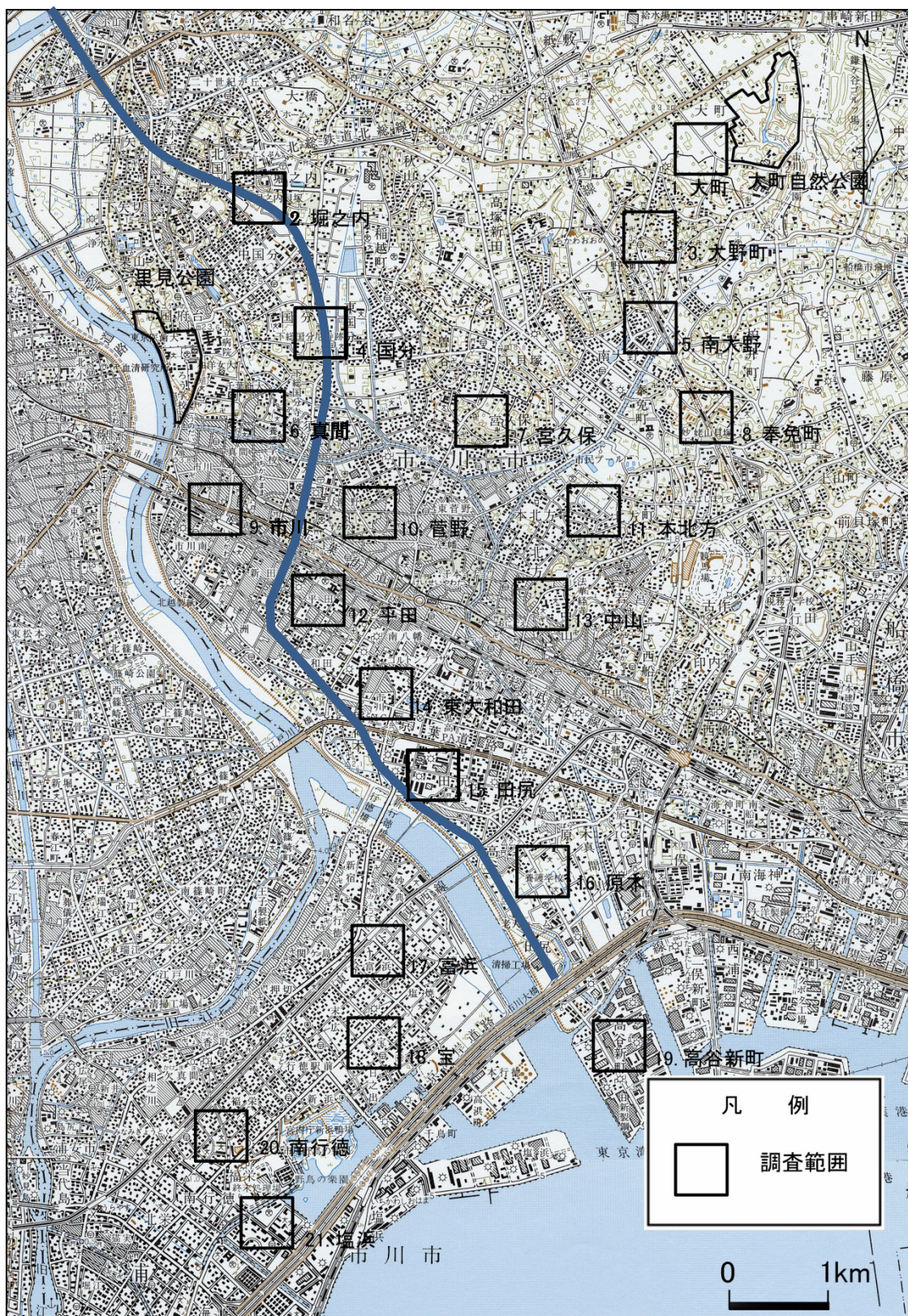


【地図 1】 集団ねぐらと帰還調査ポイント：2－（1）ねぐら確認調査





【地図4】 調査コース：3－（1）分布状況調査



【地図 5】 調査区画図： 4－（1）繁殖状況調査

●実施スケジュール（案）

内容	令和8年度						令和9年度						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1-(1) 調査設計、調査計画		↔											
1-(2) 文献調査		↔											
2-(1) ねぐら確認調査			↔										
2-(2) ねぐら利用状況調査				↔	↔							↔	
2-(3) ねぐら環境調査				↔	↔								
3-(1) 分布状況調査				↔	↔			↔	↔				
4-(1) 繁殖状況調査							↔	↔	↔				
5-(1) 調査結果とりまとめ												↔	
5-(2) 報告書作成													↔
6-(1) 打合せ		●					●				●		●

完 了 屈

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

- ## 2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
 (単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間
- | | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | から |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 令和 年 月 日